

問Ⅷ－１－① （公益目的事業か否かの判断①）

公益目的事業か否かは、どのように判断するのでしょうか。（〇〇事業は公益目的事業でしょうか。）

答

1 公益目的事業につきましては、公益法人認定法第2条第4号に「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」と定義されています。

つまり、

A「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業」であって、

B「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」という構成をとっています。

2 このため、公益目的事業か否かについては、

A公益法人認定法別表各号のいずれかに該当するかという点と、

B不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとなっているかという点を判断することとなります。なお、定款で定める法人の事業又は目的に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがありますのでご注意ください。

（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事実があるかどうかについて、申請者側において、どのような点を記載すればよいのかは、ホームページに「公益目的事業のチェックポイント」を掲げていますのでご参照ください。）

3 この判断については、有識者で構成される公益認定等委員会（都道府県にあっては、当該都道府県に置かれた合議制の機関）において判断することとなります。

（補足1）別表各号については、単一の号に該当するとは限らず、複数の号に該当することがあり得る。

（補足2）「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」というのは、「もって～に資する」「結果として～に資する」という間接的な説明ではなく、事実即して説明していただく必要があります。

（補足3）「公益目的事業のチェックポイント」は、これに適合しなければ直ちに公益目的事業としないというような基準ではなく、上記Bの事実認定に当たっての留意点であり、公益目的事業か否かについては本チェックポイントに沿っているかを勘案して判断することとなります。

（参照条文）

公益法人認定法第2条第4号、別表

(参照すべき「公益認定等ガイドライン、公益目的事業のチェックポイント」) P1、P39、
別紙